

平成30年度阿武町保育料徴収金額表

教育標準時間認定				保育認定							
階層	区分	1号認定		階層	区分	2号認定		3号認定			
						標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1 (100)	生活保護世帯		0円	1 (100)	生活保護世帯		0円	0円		0円	0円
2 (200)	市町村民税非課税世帯(均等割のみ課税世帯含む)	と保護者と生計を一同とする第2子以降は無料	3,000円	2 (200)	市町村民税非課税世帯(均等割のみ課税世帯含まない)	と保護者と生計を一同とする第2子以降は無料	6,000円	5,000円	と保護者と生計を一同とする第2子以降は無料	8,000円	7,000円
3 (300)	所得割課税額 77,100円以下	2保護者と生計を一同とする第3子以降は無料	10,100円	3 (300)	所得割課税額 48,600円未満	保護者と生計を一同とする第2子は半額、第3子以降は無料	8,000円	7,000円	保護者と生計を一同とする第2子は半額、第3子以降は無料	11,000円	10,000円
4 (400)	所得割課税額 211,200円以下	小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料	20,500円	4 (400)	所得割課税額 57,700円未満 [77,101円未満]	同時入所の場合、2番目の子どもは半額、3番目の子どもは無料	13,000円	12,000円	同時入所の場合、2番目の子どもは無料、3番目の子どもは半額	18,000円	17,000円
5 (500)	所得割課税額 211,201円以上		25,700円	5 (500)	所得割課税額 169,000円未満		15,000円	14,000円		26,000円	25,000円
				6 (600)	所得割課税額 301,000円未満		17,000円	16,000円		36,000円	35,000円
				7 (700)	所得割課税額 397,000円未満		19,000円	18,000円		48,000円	47,000円
				8 (800)	所得割課税額 397,000円以上		21,000円	20,000円		54,000円	53,000円

※表中、階層欄()内は通知書内の表示階層となります。

※保育料の認定区分は、年度当初の年齢(4月1日現在)となります。

※町外施設を利用する場合は、上記とは異なり、国の基準額のとおりとします。ただし、給付単価を限度とします。

※第2階層は保護者と生計を一同とする**第2子以降を無料**とします。

※ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層0円、**第3階層1号認定及び2号認定並びに第4階層(但し市町村民税所得割額77,101円未満に限る)2号認定は第1子を一律3,000円、第3階層及び第4階層(但し市町村民税所得割額77,101円未満に限る)3号認定は第1子を一律4,000円とし、第2子以降は0円とします。**

赤字の箇所が平成30年度より利用者負担の軽減措置拡充部分となります。